

# 日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 塩野・溝口・谷井

### 法改正前にマイナンバーの記載省略できる申請書等の一覧公表

財務省では、マイナンバーの記載を省略する申請書や届出書等の書類の一覧(案)をHP上で公表しています。

マイナンバーの記載の省略に関しては、すでに昨年10月に本人交付用書類の記載が不要とされていますが、先の平成28年度税制改正大綱で、①申告等の主たる手続きと併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類、②税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類については、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする見直しを行うことが盛り込まれました。

改正自体は、通勤手当の非課税限度額の引上げ同様に、法律ではなく政省令レベルで手当てされるため実際の改正は3月末あたりとなる一方で、財務省には、大綱公表後から多くの問い合わせが寄せられていること等から、企業等の事務手数の軽減のため1月に案の段階で公表に踏み切りました。

主な書類をみると、適用が①平成29年1月1日以後からとなるには、「給与所得の源泉徴収票の提出・交付の特例の承認に関する申請書」や「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の取りやめ届出書」、「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」などが、②今年4月1日以後からとなるには、「給与所得者の配偶者特別控除

申請書」、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」、「非課税口座移管依頼書」などが含まれています。

### 平成27年分確定申告の開庁日対応は2月21・28日

国税庁では、平成27年分確定申告期も「開庁日対応」を実施します。開庁日対応は、確定申告期間中の平日に税務署等へ訪れることができない納税者のため、日曜日に税務署等で確定申告の相談や申告書の收受を行うというもので、平成15年分確定申告から行われています。

実施日は、早期申告につなげることを考慮して今年も申告期間前半の2月21日と2月28日の2日間。実施税務署数は、過去の相談等件数や申告書提出枚数等の結果から検討して、全国524税務署のうち228税務署とされ、前年(232税務署)と比べると4税務署ほど減っています。

対応の方法は、税務署を通常通り開庁するほか、庁舎のスペースや交通の利便性を考慮して近隣の複数の税務署が署外で一緒に行う「合同会場」や「広域センター」を設置するケースがあります。合同会場では、税務署管内の納税者の申告書の收受等が、広域センターでは、税務署管内以外の納税者の申告書も仮收受等も行われます。

なお、平成26年分確定申告では、相談件数19万4千件の相談を受けるとともに、申告書收受件数は過去最高となる28万1千件に達しています。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 1月分源泉所得税の納付
2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....2月10日  
申告期限.....2月29日  
申告期限.....2月29日  
申告期限.....2月29日